

# 旧支所庁舎跡地利活用計画書 (案)

---



屋久島町

令和5年3月

旧支所庁舎跡地利活用等協議会

政策推進課

## 旧支所庁舎跡地利活用計画書

1 旧支所庁舎跡地利活用計画の概要 .....	- 1 -
1-1 庁舎跡地利活用計画の目的 .....	- 1 -
1-2 庁舎跡地利活用計画の位置付け .....	- 2 -
1-3 計画期間 .....	- 3 -
1-4 対象施設 .....	- 4 -
1-5 これまでの検討経緯、計画策定フロー .....	- 7 -
2 旧支所庁舎跡地利活用計画における基本方針 .....	- 8 -
2-1 旧庁舎周辺施設やその他公共施設が抱える課題 .....	- 8 -
2-2 基本的な考え方 .....	- 9 -
2-3 優先順位の考え方 .....	- 10 -
3 施設類型別の再配置方針 .....	- 13 -
3-1 再配置方針 .....	- 14 -
3-2 対策費用 .....	- 16 -
3-3 各支所庁舎跡地配置 .....	- 17 -
4 利活用計画の確実な推進 .....	- 19 -
4-1 推進体制 .....	- 19 -
4-2 フォローアップの実施方針 .....	- 19 -
5 各種資料 .....	- 20 -
5-1 旧支所庁舎跡地利活用協議会委員 .....	- 20 -
5-2 旧支所庁舎跡地利活用協議会設置要綱 .....	- 21 -

## 1 旧支所庁舎跡地利活用計画の概要

### 1-1 庁舎跡地利活用計画の目的

令和元年5月の屋久島町新庁舎開庁に伴い閉庁した旧宮之浦支所・旧尾之間支所の庁舎は、これまでの検討会等での協議を踏まえ両庁舎共解体することが決定し、令和5年3月で解体工事を終えることとなります。

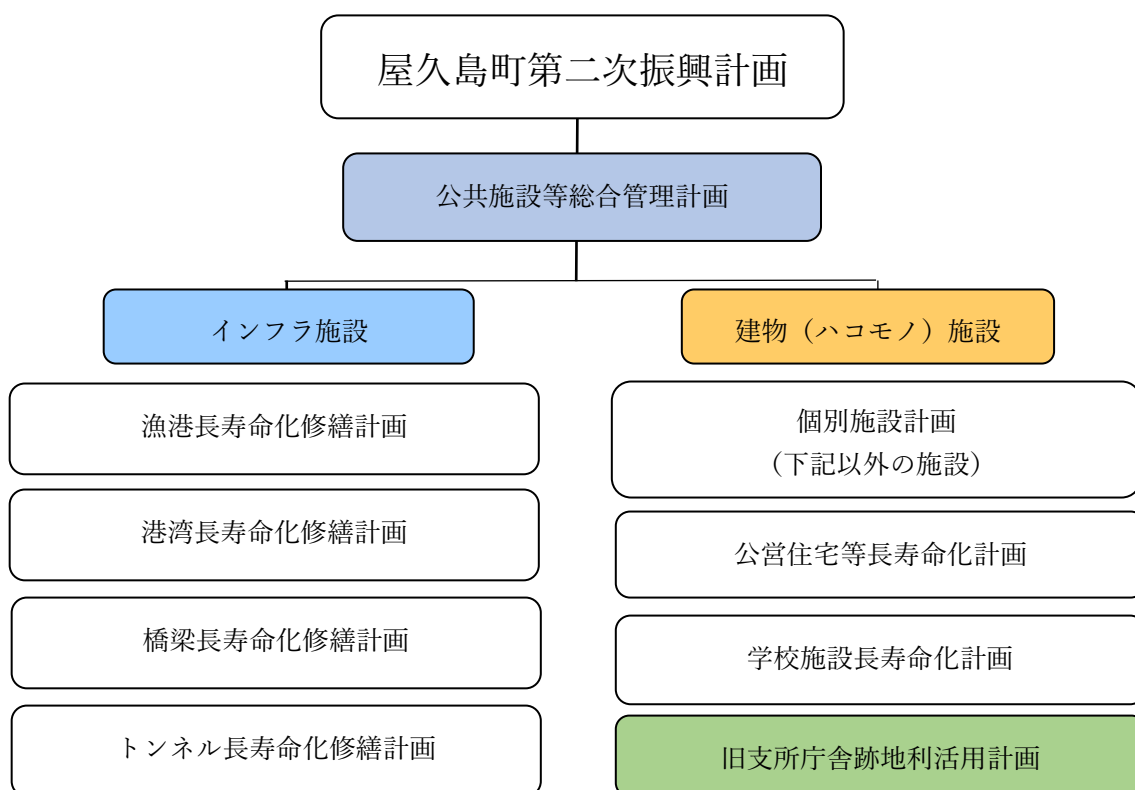
庁舎解体後の跡地利用を推進するにあたっては、屋久島町公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針に基づき、旧庁舎周辺にある他の公共施設も一体的に捉えて、必要性の検証、機能性の向上、公平性の確保、集約・複合化の検討を行い、総合的・長期的な視点で施設のマネジメントを行っていくことが重要となります。

旧支所庁舎跡地利活用計画は、屋久島町公共施設個別計画を補完する実行計画として、跡地やその周辺施設の整備内容や実施時期、対策費用を定めるものであり、地域ニーズに応えた施設とサービスを提供することで、閉庁に伴う交流人口の減少や地域経済の縮小など、地域の活力低下に歯止めをかけ、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を図り、周辺地域に新たなにぎわいを創出することを目的としています。

## 1-2 庁舎跡地利活用計画の位置付け

本計画は、屋久島町の最上位計画である「屋久島町第二次振興計画（令和元年度～令和10年度）」に掲げる基本構想を実現するための実施計画であり、公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示する「屋久島町公共施設等総合管理計画」の基本方針に沿って、旧庁舎跡地と周辺施設に主眼を置き、維持管理方針、整備内容や実施時期、対策費用を定めるものです。

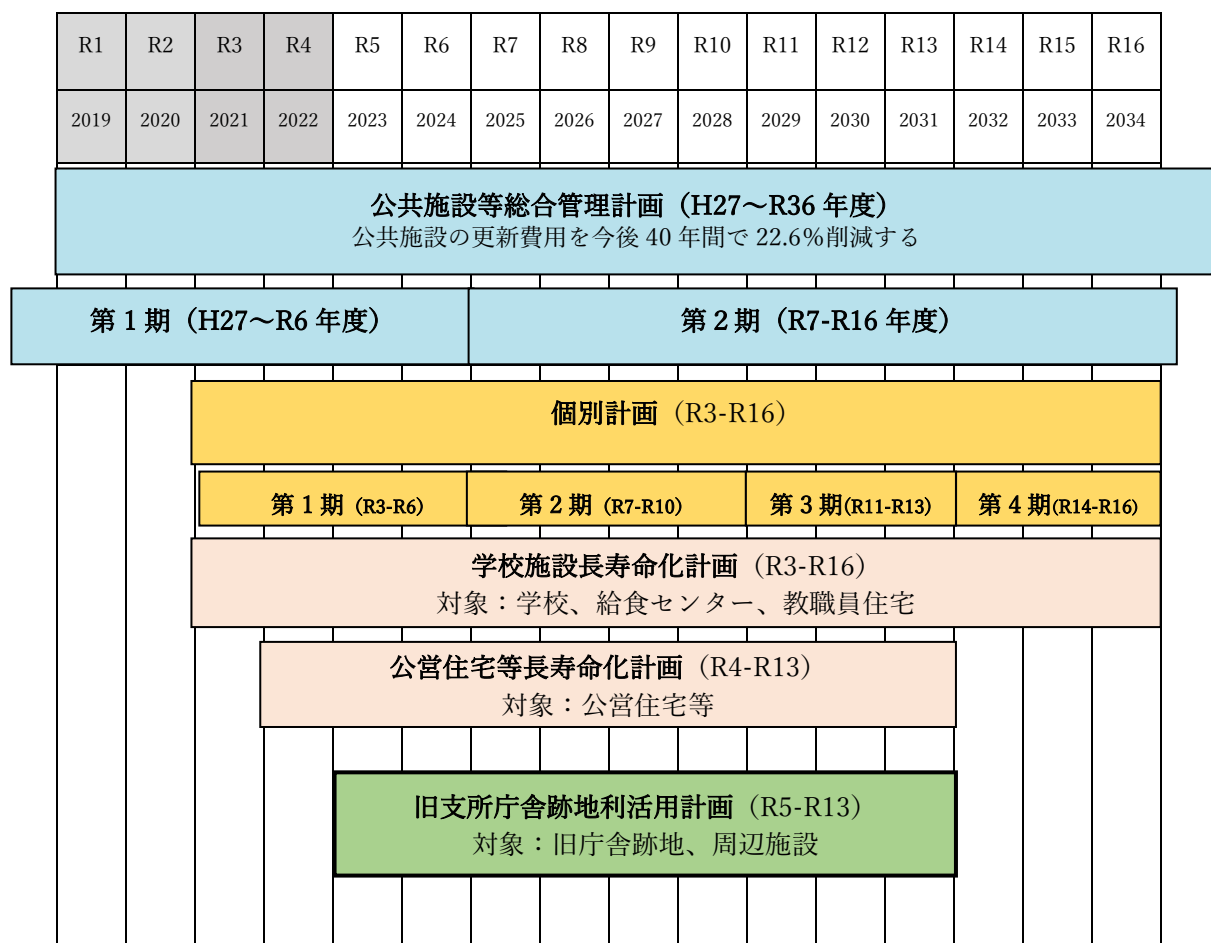
### ■計画の位置づけ



### 1-3 計画期間

本計画では公共施設個別計画第3期に合わせ、令和5年度から令和13年度までを計画期間とし、対応方針の実施時期等を定めます。

#### ■関連する計画と期間



## 1-4 対象施設

### (1) 本計画の対象とする施設

本計画の対象施設は、旧支所庁舎の跡地と周辺に位置する施設とします。














類型区分	大分類	中分類	施設数	主な施設
建築系 公共 施設	市民文化系施設	集会施設	1	尾之間中央公民館（尾之間図書室）
		文化施設	1	屋久島離島開発総合センター（宮之浦図書室）
	社会教育系施設	博物館等	1	歴史民俗資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	屋久島勤労者体育センター
	保健・福祉施設	保健施設	2	宮之浦保健センター 尾之間保健センター（尾之間出張所）
	行政系施設	庁舎等	1	宮之浦出張所
		消防施設	1	屋久島北分遣所
		その他行政施設	2	D棟車庫（尾之間） E棟車庫（尾之間）
土木系 公共 施設	道路	町道	3	寺山線、恵比須通線、尾之間山口線
		里道	1	里道（尾之間墓地公園線）
企業会 計施設	電気事業	事務所	1	電気庁舎
		その他施設	1	車庫

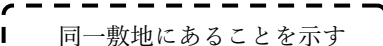
(2) 既存の複合施設の整理

本計画の対象として計上されていない施設について、複合化されている主たる施設（機能）との対応を以下に整理します。

主たる施設（計画施設）	複合化されている施設
屋久島離島開発総合センター	宮之浦文化ホール
	宮之浦図書室
	屋久島レクリエーションの森保護管理協議会
尾之間中央公民館	尾之間図書室
	南部包括支援センター
	屋久公共施設等振興管理公社
尾之間保健センター	役場尾之間出張所
E棟車庫（尾之間）	NPO 法人事務所（貸付）
	公共施設修繕作業場
	観光施設倉庫
電気庁舎	電気事務所
	水道施設維持管理員詰所
	車庫

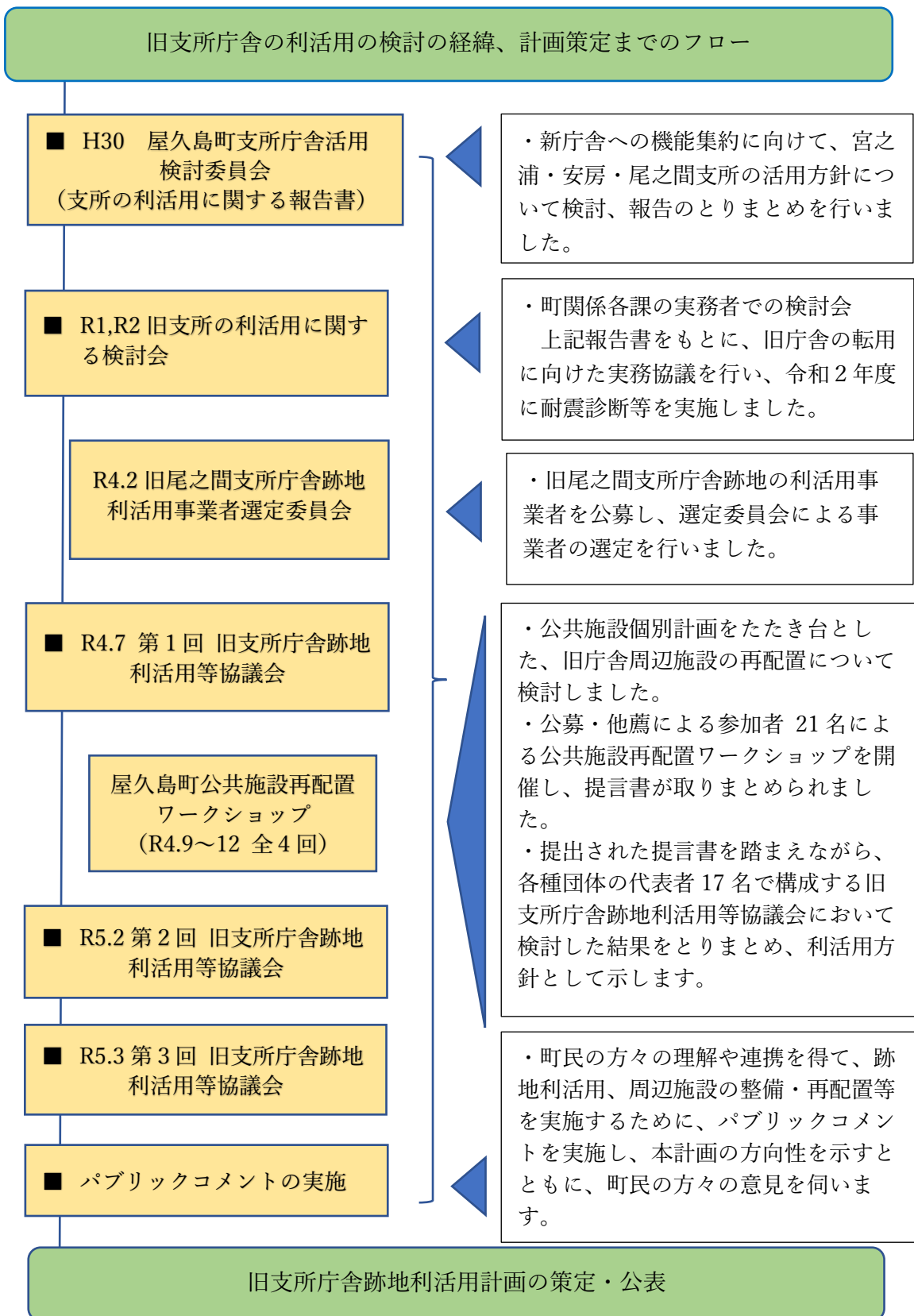
(3) 公共施設の分布状況

類型区分	大分類	旧宮之浦庁舎周辺	旧尾之間庁舎周辺
建築系 公共施設	市民文化系施設	 屋久島離島開発総合センター	 尾之間中央公民館
	社会教育系施設	 歴史民俗資料館	
	スポーツ・レクリエーション系施設	 屋久島勤労者体育センター	
	保健・福祉施設	 宮之浦保健センター	 尾之間保健センター
	行政系施設	 宮之浦出張所  屋久島北分遣所	 D棟車庫  E棟車庫
土木系 公共施設		 町道寺山線	 町道尾之間山口線
企業会 計施設	電気事業	 電気庁舎	

 同一敷地にあることを示す



1-5 これまでの検討経緯、計画策定フロー



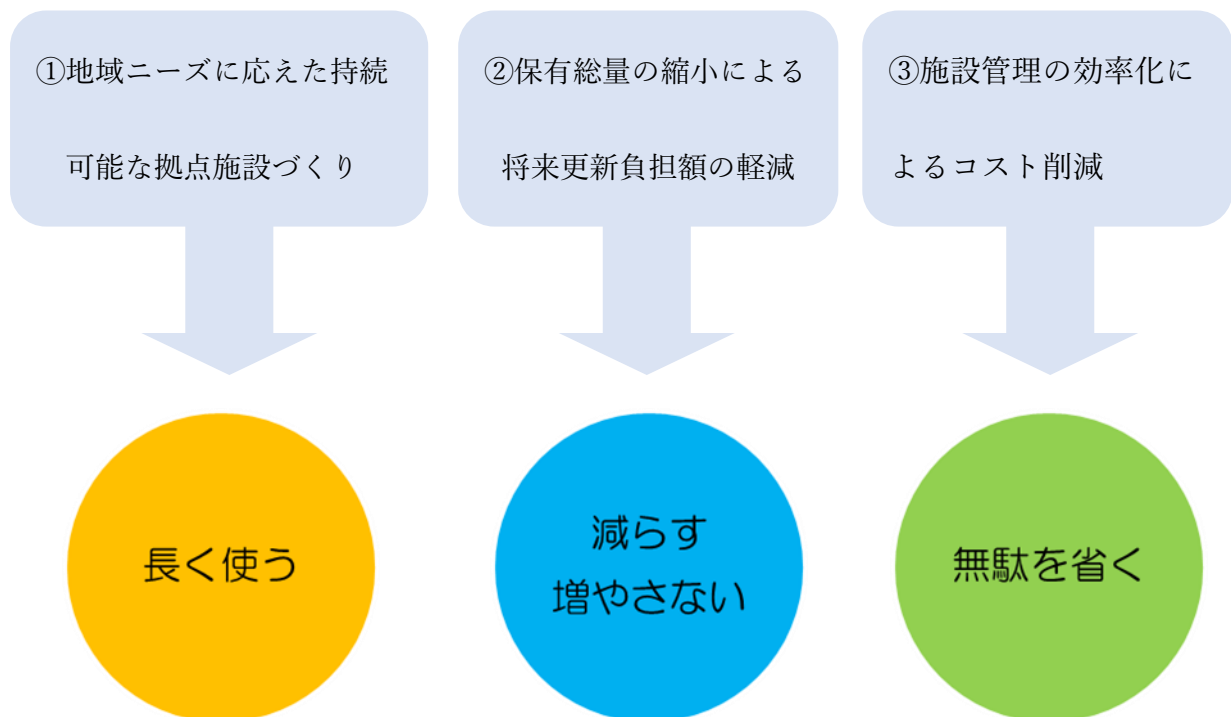
## 2 旧支所庁舎跡地利活用計画における基本方針

### 2-1 旧庁舎周辺施設やその他公共施設が抱える課題

合併後懸案であった役場新庁舎が令和元年5月に完成し、それまでの分庁方式が見直され本庁舎へと行政機能が集約されました。それに伴い、旧庁舎周辺においては交流人口の減少等によって活力の低下が進行してきており、これに歯止めをかける施策が必要となっています。また、旧庁舎周辺の公共施設においては、耐震性や老朽化への対応、住民ニーズの変化、維持管理の担い手の不足といった課題にも直面しています。

#### 【基本方針】

屋久島町第二次振興計画に掲げる重点目標「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を推進するとともに、公共施設等総合管理計画との整合性を図りつつ、地域ニーズに応えたサービスと施設整備を提供します。



---

## 2-2 基本的な考え方

### ① 地域ニーズに応えた持続可能な拠点施設づくり

長く使う

地域のニーズを把握したうえで、跡地利活用の方法や周辺施設の再配置の検討を行います。

地域間での役割分担、必要性の検証、公平性の確保等の検証を行い、長い将来に渡って多くの人から利用される安心安全で持続可能な拠点施設づくりを行います。

### ② 保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減

減らす  
増やさない

新規施設の建設や施設の更新等については、利用状況の検証や施設間の調整等を図り、施設の統合・複合化を推進します。

将来的な維持管理コストの試算を必ず実施したうえで判断をします。

### ③ 施設管理の効率化によるコスト削減

減らす  
増やさない

今後維持していく施設の管理に当たっては、民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組を推進しつつ、P P P<sup>1</sup>/P F I<sup>2</sup>など、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行います。

---

<sup>1</sup> PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組みの総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

<sup>2</sup> PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## 2-3 優先順位の考え方

本計画では、対象施設の今後の方向性や保全の優先度について、施設の健全度、重要度等をもとに評価し、施設ごとの今後の個別方針案を設定し、方針の適用時期を費用の見込みを試算します。実施にあたっては、住民や議会とのさらなる合意形成を得ながら実現可能性の検証をしつつ、社会情勢、経済状況の変化を考慮し、計画期間中も随時見直しを行います。

### (1) 施設の状況、評価

主な施設	所属課	延床面積 (㎡)	建築年	経過年数	維持コスト (万円/年)	健全度	重要度	対策の優先度
尾之間中央公民館	社会教育課	1,005	S46	51	299	18	II □	B
屋久島離島開発総合センター	地域住民課	2,481	S50	47	850	31	II □	B
歴史民俗資料館	社会教育課	352	S57	40	320	40	II	C
屋久島勤労者体育センター	社会教育課	1,342	S57	40	165	61	II ○	D
宮之浦保健センター	健康増進課	500	S54	43	50	75	II	E
尾之間保健センター	健康増進課	506	S63	34	50	77	II	D
宮之浦出張所	地域住民課	228	H4	30	85	65	I	C
屋久島北分遣所	総務課	305	S63	34	105	62	I ●	—
D 棟車庫	政策推進課	123	H10	24	—	90	III	—
E 棟車庫	政策推進課	221	H10	24	—	75	III	—
電気庁舎	事務所	331	S58	39	105	75	I	—
車庫	その他施設	32	H28	6	—	90	III	—

※対策の優先度は、屋久島町公共施設個別計画から抜粋しています。

※健全度、重要度は公共施設個別計画で設定されています。

※対策の優先度は、健全度・優先度を基に判定され A が最も保全優先度が高くそれ以降は優先度は低くなります。

【重要度】

重要度	区分	例
I	役場庁舎・出張所 避難所指定あり	役場本庁・出張所、小中学校、 公民館、町体育館など
II	I 以外の施設で 200 m <sup>2</sup> 超または 2 階以上	産業施設、観光施設、博物館などで規模 の大きいもの
III	普通財産、小規模なもの (200 m <sup>2</sup> 以下かつ平屋)	消防車庫、公営住宅、旧校舎等

避難所指定 (●：防災拠点 ○：指定避難所 □：旧指定避難所)

【健全度】

建物の部位別老朽化状況を現地調査にて確認し、劣化状況を A～D の 4 段階にランク分けを行い、建物の状況を健全度として点数化します。

■目視による評価基準【屋根・屋上、外壁】

評価	基準	配点
A	概ね良好	100 点
B	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上、問題なし	75 点
C	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	40 点
D	随所、広範囲に著しい劣化が見られ、安全上、機能上、問題があり、 早急に対応する必要がある	10 点

■経過年数による評価基準【内部仕上・電気設備・機械設備】

評価	基準（経過年数）	配点
A	20 年未満	100 点
B	20～40 年未満	75 点
C	40 年以上	40 点
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合	10 点

<健全度の計算式>

$$\text{健全度} = \text{総和（部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分）} \div 60$$

※100 点満点にするためにコスト配分の合計値で割っています。

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示します。

※部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

計算例)		評価	→	評価点	×	配分	=	
1	屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	=	204
2	外壁	D	→	10	×	17.2	=	172
3	内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	=	1,680
4	電気設備	A	→	100	×	8	=	800
5	機械設備	C	→	40	×	7.3	=	292
							計	3,148
							÷	60
							<b>健全度</b>	<b>52</b>

### 3 施設類型別の再配置方針

これまでの検討結果を踏まえ、旧庁舎跡地及び周辺施設の利活用方針を次のとおり示します。

#### ■ 旧宮之浦支所跡地及び周辺施設

- ・ 旧宮之浦支所周辺は低地（標高2～3m程度）であることから、水害・津波などの防災面を考慮して、行政・消防・インフラ施設などは可能なものから順次高台へ移転します。
- ・ 移転完了後の既存施設は速やかに解体するとともに、町道寺山線の付け替えを行うことで一団の公共用地となることから、地域のニーズを踏まえ、屋根付きの多目的広場を第一案に検討を進め、小さい子供からお年寄りまで幅広い世代が集える空間づくりをめざします。
- ・ 屋久島離島開発総合センターは、現在の機能に避難所や子育て支援機能を併設し、宮之浦体育館との複合化を図ります。

#### ■ 旧尾之間支所跡地及び周辺施設

- ・ 旧庁舎跡地には、民間事業者自らが行う事業提案により「スマートウェルネス屋久島の活動拠点施設（屋久島おじゃんせウェルネスセンター）」が整備されることが決定しています。屋久島南部地域における医療・介護・福祉事業の拠点整備として事業提案がなされたもので、地域ニーズに即した事業であることが評価されました。
- ・ 旧庁舎敷地内にある隣接の公共施設については、これまでの機能を維持しつつ集約化するとともに、民間事業者による医療・介護・福祉に、行政が連携して交流や観光などのコミュニティ機能を付加することを検討します。

### 3-1 再配置方針

類型区分	大分類	旧宮之浦庁舎周辺	旧尾之間庁舎周辺
建築系公共施設	市民文化系施設	<p><b>【屋久島離島開発総合センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化や耐震性への課題から、現在の宮之浦体育館の隣接地に移転（建替）します。</li> <li>・宮之浦体育館と複合化したうえで、現在の機能に避難所機能、子育て支援機能を付加します。</li> <li>・移転後の既存建物は解体撤去し、その敷地を旧庁舎跡地と一体的に利用します。</li> </ul>	<p><b>【尾之間中央公民館】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設は老朽化、耐震性、経過年数等を勘案し、建替えにより必要となる施設を整備します。</li> <li>・尾之間保健センターと複合化したうえで、隣接する民間福祉施設（屋久島おじゃんせウエルネスセンター）と連携を図り、コミュニティ機能を有する複合施設とします。</li> </ul>
	社会教育系施設	<p><b>【歴史民俗資料館】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化や低地を考慮し将来的な移転の検討を進めます。</li> <li>・町民や観光客が屋久杉自然館・世界遺産センター（安房地区）、平内民具倉庫（平内地区）、文化村センター（宮之浦）などの町内の他の文化施設をめぐることで、その地域の文化の豊かさを育む仕組みづくりを推進します。</li> </ul>	
	スポーツ・レクリエーション系施設	<p><b>【屋久島勤労者体育館】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋久島離島開発総合センター（文化ホール）の機能を複合化した「多目的アリーナ」に建て替えを行います。</li> <li>・多目的アリーナを整備した後、旧体育館を解体し利用者の駐車場とします。</li> </ul>	
	保健・福祉施設	<p><b>【宮之浦保健センター（北部包括支援センター）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉センター縄文の苑（屋久島町社会福祉協議会）と屋久島徳洲会病院との隣接に再配置することで、医療・介護・福祉の連携強化を図ります。</li> <li>・既存建物は移転完了後に解体撤去しその敷地を旧庁舎跡地と一体的に利用します。</li> </ul>	<p><b>【尾之間保健センター（尾之間出張所）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尾之間中央公民館の後継施設と複合化します。</li> <li>・既存施設は転用を検討しますが、旧庁舎跡地の全体的な利用計画、配置に支障がある場合は解体撤去して、敷地全体の有効的な利用を図ります。</li> </ul>



	行政系 施設	<p><b>【宮之浦出張所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気庁舎とともに公営住宅登り上がり団地（用途廃止予定）に移転します。</li> <li>・既存施設は、多目的広場（屋根付き施設）の附属施設に転用できるか検討します。</li> </ul> <p><b>【屋久島北分遣所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点であることから、高台移転の早急な検討を進めます。</li> <li>・老朽化の著しい中央分団消防詰所の更新を検討します。</li> </ul>	<p><b>【D 棟車庫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の公共施設（農業管理センター機械庫）として移築転用します。</li> </ul> <p><b>【E 棟車庫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の形状を鑑み、旧庁舎敷地と分離し、現状のまま機能を維持します。</li> </ul>
土木系 公共施設	道路	<p><b>【町道寺山線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋久島離島開発総合センターの移転（建替）後に路線の付け替えを行い、旧庁舎跡地と総合センター敷地の一体化を図ります。</li> </ul> <p><b>【町道恵比須通線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のまま機能を維持します。</li> </ul>	<p><b>【里道（墓地公園線）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地へ向かう道路で居住者等の車両通行も比較的多いことから、尾之間中央公民館後継施設への進入路となることを踏まえ道路改良工事を行います。</li> </ul> <p><b>【町道尾之間山口線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のまま機能を維持します。</li> </ul>
企業会 計施設	電気事 業	<p><b>【電気庁舎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮之浦出張所とともに公営住宅登り上がり団地（用途廃止予定）に移転します。</li> </ul> <p><b>【車庫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気庁舎とともに公営住宅登り上がり団地（用途廃止予定）に移転します。</li> </ul>	

### 3-2 対策費用

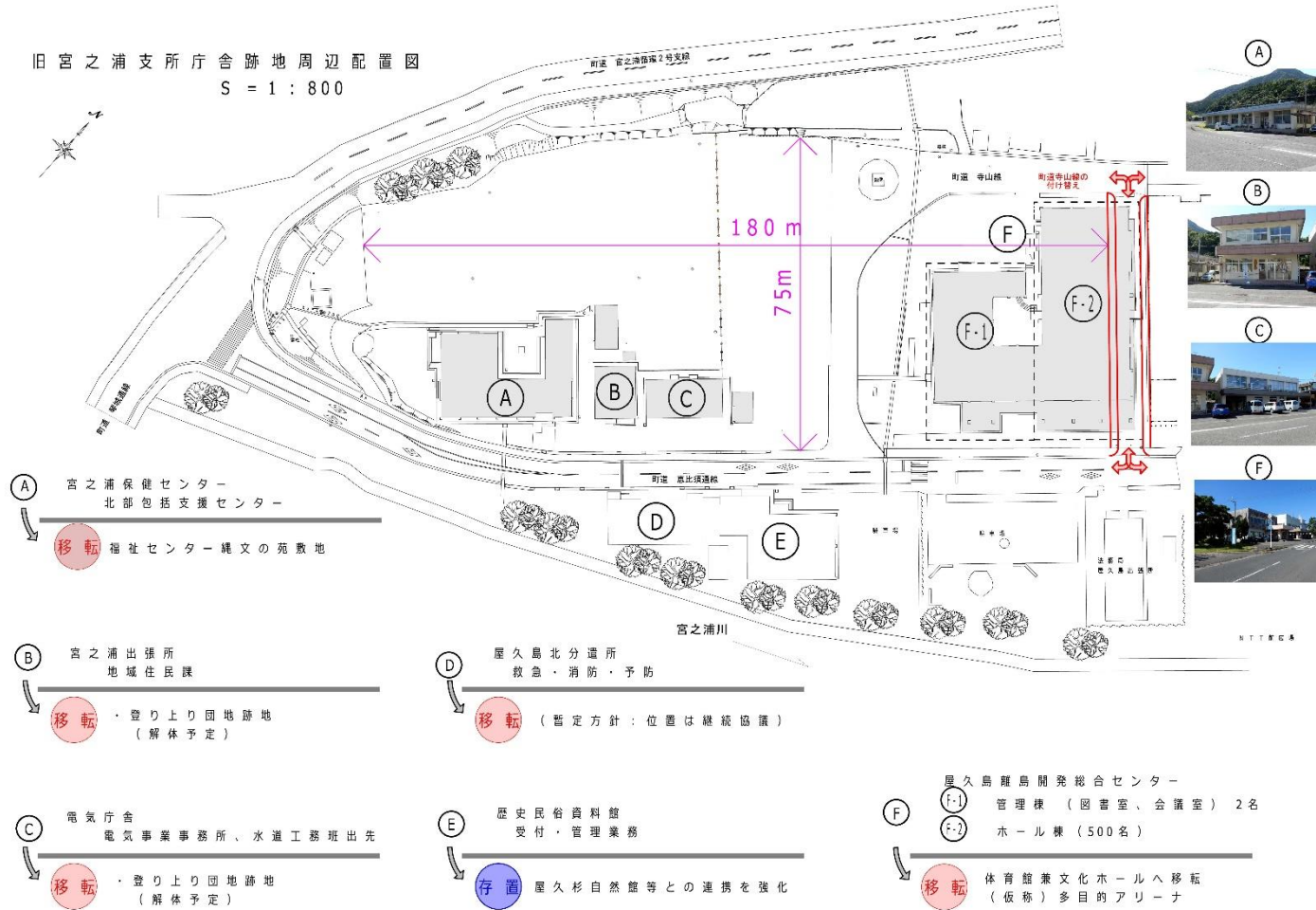
建替え **建** 集約化・複合化 **集** 解体 **解** 大規模改修 **大**

対策費用計 2,741,967千円 19,305千円 30,000千円 795,200千円 775,200千円 306,812千円 188,850千円 147,100千円 27,500千円 20,000千円 216,000千円 216,000千円

番号	施設用途	施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	整備面積 (㎡)	方針	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13		
								対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)	対策 金額(千円)
1	市民文化系施設	尾之間中央公民館	1,005.00	1971	51	800	集約・複合化			<b>集</b>	192,000	<b>集</b>	192,000													
2	市民文化系施設	屋久島離島開発総合センター	2,481.00	1975	47	1800	集約・複合化 (移転)	9,733		6,489	<b>集</b>	432,000	<b>集</b>	432,000		<b>解</b>	124,050									
3	社会教育系施設	歴史民俗資料館	352.00	1982	40	350	機能維持																			
4	スポーツレクリエーション系施設	屋久島勤労者体育館センター	1,342.00	1982	40	700	集約・複合化 (移転)	5,267		3,511	<b>集</b>	151,200	<b>集</b>	151,200	<b>解</b>	67,100										
5	スポーツレクリエーション系施設	屋根付き多目的広場	1,000.00			800																	20,000	216,000	216,000	
6	保健・福祉施設	宮之浦保健センター	500.00	1979	43	150	建替え(移転)									<b>建</b>	64,800		<b>解</b>	7,500						
7	保健・福祉施設	尾之間保健センター	506.00	1988	34		集約・複合化																			
8	行政系施設	宮之浦出張所	228.00	1992	30	150	建替え(移転)							<b>建</b>	64,800											
9	行政系施設	屋久島北分遣所	305.00	1988	34	300	建替え(移転)										<b>建</b>	129,600								
10	行政系施設	D棟車庫	123.00	1998	24	123	転用	<b>解</b>	4,305																	
11	行政系施設	E棟車庫	221.00	1998	24		機能維持																			
12	道路	町道寺山線	—	—	—	—	一部付け替え												<b>大</b>	20,000						
13	道路	町道恵比須通線	—	—	—	—																				
14	道路	町道尾之間山口線	—	—	—	—																				
15	道路	里道(尾之間墓地公園線)	—	—	—	—	改良工事			<b>大</b>	20,000	<b>大</b>	20,000													
16	企業会計	電気庁舎	350.00	1983	39	350	建替え(移転)							<b>建</b>	168,000		<b>解</b>	17,500								
17	企業会計	車庫	32.00	2016	6	32	移築							<b>建</b>	6,912											

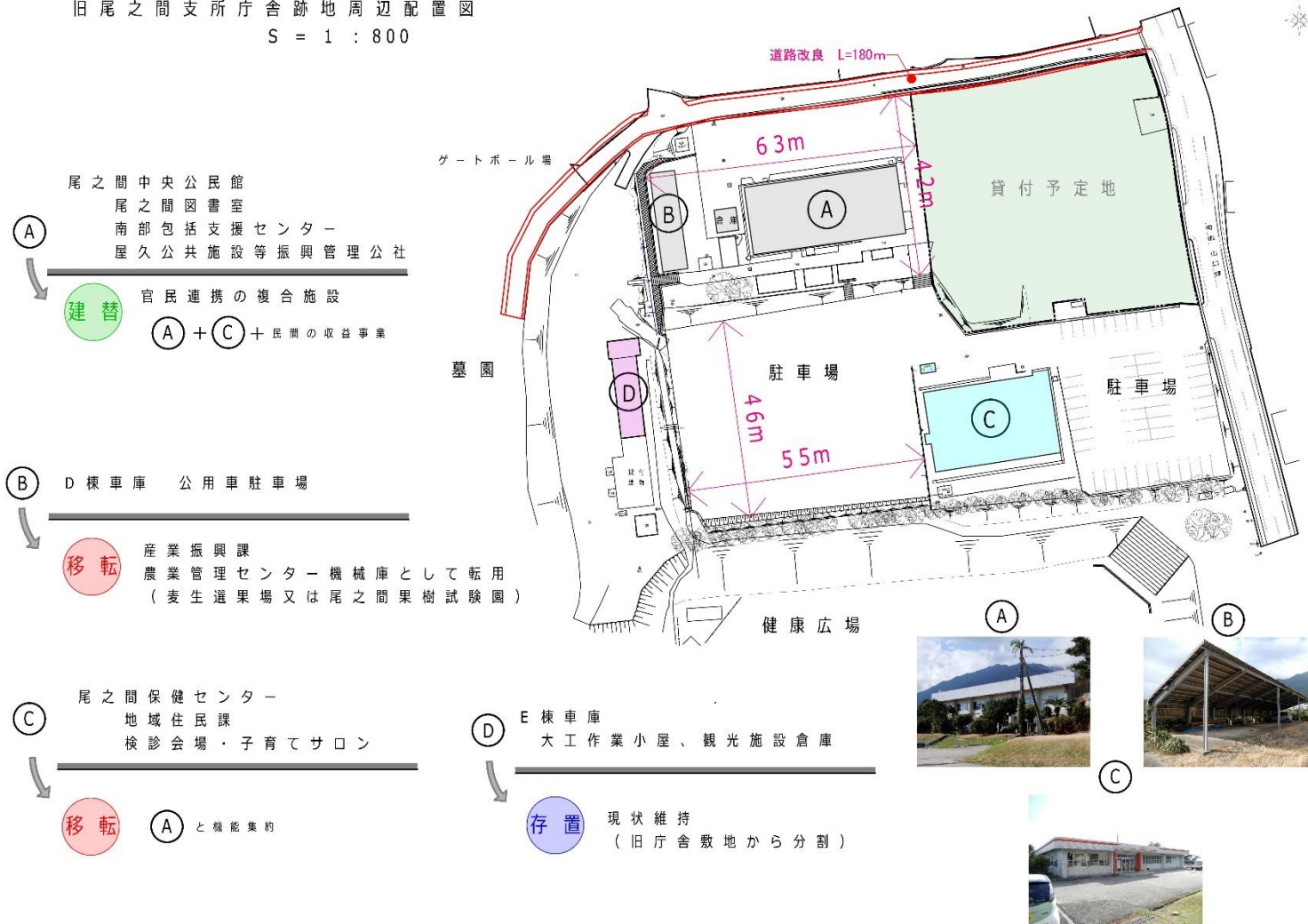
### 3-3 各支所庁舎跡地配置

旧宮之浦支所庁舎跡地周辺配置図  
S = 1 : 800



旧尾之間支所庁舎跡地周辺配置図

S = 1 : 800



## 4 利活用計画の確実な推進

### 4-1 推進体制

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、全庁的な取組体制を構築します。また、施設情報の一元管理を行うため、関係部署との連携を図り、以下の内容についても取り組むこととします。

#### ① 財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくために財政担当課との連携を図ります。

#### ② 住民との協働

住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

#### ③ 職員の意識改革

職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

### 4-2 フォローアップの実施方針

計画については、所管課と連携しながら政策推進課において進行管理・マネジメントを行います。歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、必要に応じて見直しを行います。

また、公共施設等の数量、品質、コストの観点から計画の実施状況を検証します。検証の結果、必要と認められた場合には計画の見直しを行います。

## 5 各種資料

### 5-1 旧支所庁舎跡地利活用等協議会委員

役 職 名	氏 名	部会
副町長	日高 豊	会長
宮之浦区代表	森山 文隆	宮之浦
宮之浦区代表	矢野 憲一	宮之浦
宮之浦区代表	備 洋子	宮之浦
尾之間区代表	日高 典孝	尾之間
尾之間区代表	池上 純久	尾之間
尾之間区代表	梅田 信子	尾之間
尾之間区代表	黒飛 淳	尾之間
屋久島町区長連絡協議会会長	渡邊 浩	尾之間
屋久島町女性団体連絡協議会会長	山崎 奈美子	尾之間
屋久島町スポーツ協会会長	牧 実寛	宮之浦
屋久島町文化協会会長	野口 真由美	尾之間
中央中学校PTA会長	泊 春代	宮之浦
岳南中学校PTA会長	日高 健成	尾之間
屋久島町PTA連絡協議会代表	今田 和代	宮之浦
屋久島町議会総務文教常任委員会委員長	中馬 慎一郎	宮之浦
屋久島町議会産業厚生常任委員会委員長	緒方 健太	尾之間

任期 令和4年7月20日～令和5年3月31日

---

## 5-2 旧支所庁舎跡地利活用等協議会設置要綱

### 旧支所庁舎跡地利活用等協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 旧宮之浦支所庁舎及び旧尾之間支所庁舎（以下「旧支所」という。）の跡地利活用を協議するとともに、旧支所周辺の公共施設における老朽化対策について、総合的な調整を図るため、旧支所庁舎跡地利活用等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 旧支所跡地の利活用に関すること。
- (2) 旧支所跡地周辺の公共施設の老朽化対策に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 宮之浦区代表
- (3) 尾之間区代表
- (4) 屋久島町区長連絡協議会代表
- (5) 屋久島町女性団体連絡協議会代表
- (6) 屋久島町スポーツ協会代表
- (7) 屋久島町文化協会代表
- (8) 中央中学校 PTA 代表
- (9) 岳南中学校 PTA 代表
- (10) 屋久島町 PTA 連絡協議会代表
- (11) 総務文教常任委員会委員長
- (12) 産業厚生常任委員会委員長

(13) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から委嘱日が属する年度の年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

4 協議会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について、地域での協議を集中して行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は第3条に掲げる委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。